

◎商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年一二月一一日法律第七三号)(参)

一、提案理由(令和元年一二月二九日・参議院本会議)

○江島潔君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本年七月、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、三十一年ぶりに商業捕鯨が再開されました。

本法律案は、鯨類の持続的な利用を確保するため、捕鯨業が科学的知見、条約等に基づき適切に行われることを明確にするとともに、捕鯨業の円滑な実施に必要な措置を講じようとするものであります。

以下、本法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を鯨類の持続的な利用の確保に関する法律と改めることとしております。

第二に、法律の基本的な概念である鯨類の持続的な利用について定義を設け、資源管理を伴うことを明らかにすることとしております。

第三に、捕鯨業に関し、科学的根拠に基づき算出した捕獲可能量の範囲内での実施、条約等に基づく実施、円滑な実施の支援という基本原則を設けることとしております。

第四に、鯨類科学調査によって得られた科学的知見等を国際機関へ提供するなど、国際協力の推進に努めることとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、農林水産委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(令和元年一二月五日)

○吉野正芳君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、商業捕鯨の再開等捕鯨を取り巻く状況を踏まえ、鯨類の持続的な利用の確保を図るため、鯨類科学調査の定義より捕獲の例示を削除するとともに、捕鯨業の適切かつ円滑な実施のための措置等について定めるものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十二月二日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌三日、参議院議員徳永エリ君から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注)　参議院においては、委員会の審査は省略された。